

県北広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年2月25日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1（1）路線名 一戸山形線
  - （2）供用開始の区間 二戸郡一戸町檜山字野場44番5地先内
  - （3）供用開始の期日 令和4年2月25日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
    - イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで
- 2（1）路線名 一戸葛巻線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 二戸郡一戸町姉帯字奥通15番1地先内
    - イ 二戸郡一戸町姉帯字奥通17番2地先から18番2地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和4年2月25日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
    - イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで
- 3（1）路線名 戸呂町軽米線
  - （2）供用開始の区間 九戸郡軽米町大字上館第3地割字宇洞24番33地先から9番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和4年2月25日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
    - イ 期間 令和4年2月25日から同年3月25日まで